

スペインにおける「歴史記憶文書センター」と  
「歴史記憶回復協会」の現状と課題  
——歴史の記憶へのアクセスは憲法上の保護の対象となるか？——

野口 健 格

- I はじめに
- II 歴史記憶文書センター
- III 歴史記憶回復協会
- IV 検証——まとめにかえて——

I はじめに

本稿<sup>(1)</sup>のなかで登場する「歴史の記憶」(Memoria Histórica)という言葉の持つ違和感は、客観的意味がある“歴史”と主観的意味がある“記憶”という二つの言葉の持つ矛盾した性質が原因となっているように思う。そもそも、人類が誕生し、意思を持ち、言葉を発したり絵や文字に表現できるようになった段階で「記録」というものが存在するようになったのだが、これらは意識するしないにかかわらず、過去から未来に向けたメッセージという側面がある。我々は文明を発展させる過程で様々な個人的「記録」を積み重ねてきた。当然のことではあるが、「歴史」は各人一人一人に存在してきたしこれからもし続けるだろう。ただし、個人が「歴史」を残したり物事を文字にするためには一定以上の能力が必要になってくる。この能力は、技術であると同時に、内容におけるメッセージ性も必要な要素となってくるだろう。例えば、齢60を過ぎたミゲル・デ・セルバン

テスによって書かれた『ドン・キホーテ』<sup>(2)</sup>や、ホロコーストの悲惨さだけでなく当時のよりリアルな臨場感を後世に伝えているアンネ・フランクの『アンネの日記』からも読み取ることができるように思う。これらの名著と同様に、歴史には重要で後世に残るべきものと、全くといっていいほどその必要性のないものが混在しており、「歴史は勝者が作る」という言葉通り“事実”と“史実”にはズレが生じることも多々ある。しかし、個人が自らの歴史を構築しようとしたときにその素材となる資料が存在するのとしないのでは、また、存在していたとしても利用できるとできないのでは天と地ほどの違いがあるだろう。

本稿は、『ドン・キホーテ』の舞台であるスペインで、近年盛んに議論されている内戦や独裁といった負の歴史に対して、彼らがどのように向き合おうとしているのか<sup>(3)</sup>を紹介するものである。また、そのための制度はどのようにあるべきかを検討することによって、わが国の制度構築に対する有益な参考資料とすることを目的とする。

## Ⅱ 歴史記憶文書センター

### (1) 設立史

2000年代に入ってくるとスペインでもヨーロッパ統合への対応が一段落し、後回しにしてきた自国内の政策に目を向ける余裕がでてきた。そして2004年、マドリードのアトーチャ駅近郊で起きた列車爆破テロとその直後に行われた総選挙による政権交代によってスペイン社会労働党 (Partido Socialista Obrero Español, 以下、PSOE) による中道左派政権が誕生したことが、「内戦および独裁の間に迫害あるいは暴力に苦しんだ人々のため、権利を認知および拡張し措置を定める法律」(以下、歴史記憶法)<sup>(4)</sup> 設立に向けた流れ<sup>(5)</sup>を加速させた。そして、2005年に制定された法律によってカタルーニャの内戦に関連する文書の保管や管理とそれに関する施設の整備が決定され、2007年の歴史記憶法第20条第1項によってサラマンカに歴史

記憶文書センター（Centro Documental de la Memoria Histórica、以下 CDMH）<sup>(6)</sup> が設立されることとなった<sup>(7)</sup>。

CDMH が設置されているサラマンカは、スペイン北西部に位置する大学都市であり、この地は、スペイン最古の大学であるサラマンカ大学によってその名が知られており、かつての独裁者フランコが内戦中に拠点とした地域でもある。だが、それだけではなく独裁者が内戦後に国民を管理する目的で個人情報収集させ、とりわけ反体制派に関する情報がこの地に集められていた（設置当初の当該機関の名称は、反共宣伝研究所（Oficina de Investigación y Propaganda Anticomunista (OIPA)）。独裁者の死後しばらくは、これらの歴史資料は日の目を見ることがなかった（機関としては国立歴史資料館の内戦セクションとして存続）ものの、時代の流れとともにこれらの歴史資料は歴史の検証作業の一環として重要な価値を有するようになった。確かに CDMH が設立された背景には、当時の左派政権が目玉政策の一つとして歴史記憶法を成立させたことは大きい。しかし、それを差し引いてもこれら重要な歴史資料が研究者だけでなく市民に対しても解放され、スペイン全体で独裁体制という歴史に対して向き合い始めた点はこれまでにない前進である。現在、CDMH は、教育文化省に属しており、その中の内戦および独裁期間の資料を管理する部門の一つである。

スペイン憲法第105条 b<sup>(8)</sup> は、行政文書および行政記録に対する市民のアクセスを保障しており<sup>(9)</sup>、歴史記憶法には、歴史検証活動に対する財政的支援や身元不明遺体の搜索と身元識別に関しても規定され、民主的観点に基づき、当時の行為や内戦および独裁体制で起こった状況を認識することを容易にし、その歴史的期間に関連して公文書館に預けられた資料の保護を保障することを目的としている。内戦および独裁体制の被害者の情報管理や遺骨発掘活動が、スペインの様々な世代間の団結と連帯を促進することになるかどうかは不明であるし、憲法的な原理や価値に適ったものであるかも議論のあるところであるが<sup>(10)</sup>、スペインが国家として、歴史を検証することの価値については憲法的観点から検討を加えることもあり得

## 〈CDMH 理事会の構成〉

役職	氏名	立場
理事長	アンヘレス・ゴンサーレス・シン デ・レイ	文化大臣
副理事長	アンヘレス・ヴァジェ・デ・ファン	上院アーカイブズ官庁
常任理事	メルセデス・エルピラ・デル・パラ シオ・タコン	文化省次官
	ロヘリオ・ブランコ・マルティネス	アーカイブズ・図書館局長
	セベリアーノ・エルナンデス・ビセ ンテ	国営アーカイブズ局長
	アリシア・ガルシア・ロドリゲス	カスティージャ・イ・レオン州文化観光大臣
	アルフォンソ・フェルナンデス・マ ニュエコ	サラマンカ市長
	ダニエル・エルナンデス・ルイベレス	サラマンカ大学学長
理事	ホセ・ルイス・アベジャン・ガルシ ア・ゴンサーレス	マドリード・コンプルテンセ大学教授（哲学 部、解釈学・歴史哲学）
	サントス・フリーア・ディアス	国立通信教育大学教授（社会史・政治思想学 科長）
	ソレダー・ガジェゴ・ディアス・ ファハルド	ジャーナリスト（『El País』紙社長補佐）
	ホセフィーナ・クエスタ・プステ イージョ	サラマンカ大学教授（現代史学科）
	ニコラス・サンチェス・アルボル ノス・イ・アポイン	ニューヨーク大学名誉教授（歴史学）
	ドロレス・サイス・ガルシア	哲文学博士、ジャーナリズム学教授
	アンヘル・ビニャス・マルティン	歴史家・エコノミスト・外交官、教授（応用 経済学、バレンシア大学、アルカラ大学、 INED、マドリード・コンプルテンセ大学）
	アンヘラ・セナーロ・ラグーナ ス	サラゴサ大学哲文学部准教授
アリシア・アルテッ・ヴィヒル	国立通信教育大学准教授（近代史学科）	
事務局長	マリア・ホセ・トゥロン・ガ リシア	CDMH 代表（発言権はあるものの議決権なし）

（2010年に出された2961文化省令<sup>(11)</sup>を参照し著者作成。）

る。また、歴史の検証は各国ごとに行なわれており、その程度や様態も様々である。ここでは深刻な国内対立を経験したスペインの独自事情を前提にした制度設計が考察の対象であり、憲法価値の実現と国内情勢の変化に伴う対応のばらつきに対し、どのように折り合いをつけていくのが問題となってくる。国内の異なる勢力と折り合いをつけつつ歴史資料としての保存・管理をしていかなければならないという課題もあり、かつ財政的な負担に対しても同時に考慮しなければならない点は、わが国の公文書行政にとっても共通しており、戦没者の遺骨の収集・分析活動から考えたとしても、一考の価値があるのではないだろうか。

## (2) 組織の概要

### 1 歴史記憶文書センター理事会の構成

歴史記憶文書センター設置のための勅令 (REAL DECRETO 697/2007, de 1 de junio, por el que se crea el Centro Documental de la Memoria Histórica.) 第3条には、CDMHの組織が明記され、理事会のメンバーについて定めている。前頁の表は、現在の組織を示しているが、常任の役職者が政治機関からの選出に対し、その他の理事は様々な分野の専門家が選ばれている。この機関の特徴は事務局長であるセンター長(代表)には決定権が与えられておらず、あくまで事務の代表としての位置付けにとどまるということである。このセンター長はアーカイブズ・図書館局長の提案に基づき文化大臣が任命する(同法第1条第4項)。

### 2 利用

CDMHの主な利用者は、フランコ独裁体制によって家族や親戚、関係者が犠牲になったにも拘らずその詳細がこれまでわかっていなかった者、歴史家、反体制派が多く居住していた地域の行政機関など様々である。CDMHの主な任務は、共和制期、内戦期、独裁期、政治改革期におけるフランコ総統の命により収集・管理されていた資料<sup>(12)</sup>の再収集・管理・保存・情報提供である。常勤の職員は、公務員(管理職)と技官(専門職)

によって構成され、非常勤職員を含め200名程度の人員によって運営されている。専門職員の経歴は様々であるが、サラマンカ大学に設置されている文献学部 (La facultad de filología) でアーカイブズ学 (学士課程、修士課程、博士課程) を専攻した者が多いようである。また、サラマンカ大学の現役の学生をインターンとして受け入れるなど専門職育成にも力を入れている。ただし、スペイン公文書業界全体でみれば当該機関の人員は決して多くはない。現在の課題としては、書庫等のスペースが限界に近付いており増築の必要があることや、資料が完全にデジタル化されていないため、利便性の改善が挙げられている。ところがこれらの課題が改善されない大きな理由は、現有資料が故人のものであったとはいえ膨大な個人情報の塊であるため、資料請求のあった人物かどうか認証作業をするためのコストが掛かってしまい、様々な遺留品や、科学的データを一括管理することの難しさに直面しているからである。インターネット上で行うのは、当該機関の専用サイト (<http://ca.www.mcu.es/archivos/MC/CDMH/>) や公開資料の閲覧、個人情報の電子申請など基本的なものに限られている。資料庫の他、施設には視聴覚室や展示室、フリーメイソンの部屋、資料閲覧室、研究室があるが、これらの施設は適宜解放されている。しかしながら、独裁後の国内対応に関してスペインでしばしば参照されることの多いドイツの場合と異なる点もあることに注意が必要である。それは、ドイツのようにナチス協力者が高齢化し関係者の数も限られてきているのとは違い、民主化されてからまだ40年も経過していないため、未だに独裁体制下における加害者的立場の者が多く存命しており、被害者遺族による被害者情報へのアクセスをきっかけとして、現代における無用の衝突を引き起こしてしまう恐れも現在のスペインでは少なからず存在することである。

### (3) 組織の機能

#### 1 機能

歴史記憶法第20条第2項によると、CDMH 同組織の機能は以下の通

り<sup>(13)</sup>である。

- a) 1999年の勅令 によって設定されたスペイン内戦に関する公文書資料を維持し発展させ、目的に応じて、正規に決定された手続を通して、このセンターのすべての文書原本もしくは1936年から1939年のスペイン内戦においても同様に、信頼できる関連文書のコピーを構成する。そして、博物館もしくは図書館もしくは国家名義の公文書館にあるフランコ体制から受けた政治的弾圧の直後の資料や、それらに言及された文書に関してデジタル化されたコピーを残し、同様に、国の一般行政は、そのセンターでの参照または統合のために指定された歴史的期間に関する重要な口語証言の収集にも取り掛かること。
- b) それらの文書内容にある当事者が、資料を利用できるようにし、内戦・フランコ独裁・独裁に対するゲリラ的地下抵抗運動（レジスタンス）・フランコ体制によって生じた亡命・第二次世界大戦の間の収容所内のスペイン人に対する強制収容やその推移の研究の結果として生じた二次的情報ソースを取得し、収集し、編成すること。
- c) 内戦・フランコ体制・亡命や民主主義への移行期についての歴史的調査を推進し、それらの結果の普及に貢献すること。
- d) センターの活動内容の普及を推進し、使用者やそれらの代表的な団体の積極的な参加を容易にすること。
- e) 発展し続けている学問業績や内戦や独裁体制についての研究のため、賞与金や奨学金を通して研究者に援助を与えること。
- f) 他国でも類似したプロセス上にある情報や文書を収集し当事者が利用できるようにすること。このような歴史記憶文書センターの構造と機能は、閣議内で同意された勅令を通して、準備される。

## 2 内戦や独裁体制に関する文書の取得と保護の必要性

内戦や独裁体制に関する文書の取得や保護について行政は、一般国家予算内に取得や保護のための年間予算を設け、いずれも年単位で執行することを承認し、公文書館もしくは民間の資料館、国内もしくは海外にある内

戦、またはその直後の政治的弾圧に関連する文書の取得のために決定されたプログラムは、管理または識別され、関連する発言に関しても原本に忠実に日付と概要を複写したりすることが様々な手段を通して許可され、それらの文書内容に関する記載は、スペイン内戦の公文書館に組み込まれると規定されている（同法第21条第1項）<sup>(14)</sup>。また、1985年のスペイン歴史遺産法に用意された法規に従って、スペイン内戦や独裁体制に関連する私的もしくは公的な文書資料は、（同法第22条に用意されたものとは別に）文書遺産や文献目録を構成すると認められているものと規定されている（同法第21条第2項）<sup>(15)</sup>。そして、私的もしくは公的資料の内容へのアクセス権に関しては、（歴史遺産法によってあらかじめ準備された目的によって）公文書館に保管された文書へアクセスする権利や申請したうえでコピーを取得することが保障されている（同法第22条第1項）<sup>(16)</sup>。また、その際に予見されたものは、固有の期間、私的な状態が保たれた資料であったとしても、その全部もしくは部分的に、公的内容が含まれるようならば、適用されなければならない（同条第2項）<sup>(17)</sup>。更に、公権力は、その保護やその構成、これらの文書目録の作成、特によくある事例として、破損もしくは剥奪の危険があるものの作成について必要な措置を取り入れなければならない（同条第3項）<sup>(18)</sup>。このような性質の文書や資料に関しては、その他の文書や資料に比べ歴史の闇に葬り去られてしまう可能性が高く（もちろん、そのほうが結果的に万事うまくいってしまうこともあるしそのほうが良いという意見も少なからず存在する）、個人に立脚した権利保障や歴史認識を否定してしまうこともある。確かに左派政権の人気取りの一環としての側面も有している制度ではあるが、後世における検証の余地を残すという熟議の資料としての存在意義も見出せるのであるから、民主主義社会にとっても、とりわけ民主化の道半ばにあるスペインにおいては価値のあるものとして位置づけることも可能なのかもしれない。

### 3 予算

スペインにおけるアーカイブズへの予算配分は悪化する国家財政とそれ

## 〈国家予算におけるアーカイブズへの割当〉

年次	アーカイブズ	図書館
2008年	63.61	106.01
2009年	65.7	106.91
2010年	52.81	95.62
2011年	42.47	77.05
2012年	40.53	60.84
2013年	31.08	47.21
2014年	26.67	43.21
2015年	25.55	42.64
2016年	26.94	43.55

(単位は100万ユーロ)

に伴う全国家レベルでの緊縮策の煽りを受けて減少傾向にある。以下の表は国家予算における図書館およびアーカイブズへの割当を示したもののだが、この表からわかるのは、とりわけ2011年の財政危機以降はその減少度合いも顕著であり、政権交代によって当該制度について消極的な立場の国民党が政権の座についたことも、その理由の一つであると考えられる。例えば、2014年のCDMHに割り当てられた予算は、およそ1800万ユーロである<sup>(19)</sup>。新設されたばかりの施設であるため、アーカイブズ全体の予算が2667万ユーロであることから考えると、かなりの部分を占めていることがわかる。これらのデータからわかるのは、どの予算も減少傾向であるということであるが、スペインの経済情勢が底を打ったこともあり、本年の国家予算では前年比で若干の増加となっている。しかしながら、この機関の性質は、一度設置してしまえば、長期的に予算を割かなければならないものである点も指摘しておく必要がある。もっとも国家的な重要性という観点で見れば、国家収入の1割を占める観光産業を支える美術館および博物館にその多くを充てなければならぬというスペイン特有の事情も考慮する必要がある。先に示したように、CDMHの代表が理事会で決定権を持たないため、配分に関しては政治の情勢にどうしても左右されてし

まう。一方、CDMHの現状についていえば、例えば、文書庫の広さが限界にきており、制度趣旨の実現に近づけば近づくほど、維持・管理に費用が掛かってしまうという問題点を抱えていることも事実である。昨年(2015年)は、合計30キロメートル以上の書架が必要となっていたことを受けて、約50万ユーロをプロジェクトに対して拠出し、文化省の試算で完成予定の2017年までに約300万ユーロを拠出する見通しである<sup>(20)</sup>。また、2015年は、4000平方メートルの新たな建物を約1000万ユーロで建設するプロジェクトも開始された<sup>(21)</sup>。報道によると、全体の予算が減額傾向にあつて同センターは予算の配分を増やしているのが現状である<sup>(22)</sup>。

このような、歴史記憶法という非常に政治色の強い法律がCDMHの根拠となっているため、政治的中立性をどのように確保していくのかは永遠の課題であるし、予算の観点からも国家的優先順位をつけていかねばならない困難さがあるだろう。

#### 4 歴史記憶法が謳う5つの権利

歴史記憶法が明示する権利は以下の5つ<sup>(23)</sup>である。

- a) 犠牲者とその家族の道徳的補償請求権
- b) 厳密な意味での個人とその家族の記憶の回復権
- c) 弾圧の違法性に関する一般的宣言を求める権利
- d) 受け継がれてきた国家からの補償を請求する権利
- e) 犠牲者を知る権利

これらの権利を実現するための重要な機能のひとつがCDMHであることは言うまでもない。“記憶”のための“記録”が必要不可欠であることがその理由である。ところが、これらの記録には資料としての価値だけでなく、政治的な価値も内在していることから、トラブルの原因となってしまうことも十分考えられる。例えば、サラマンカ市からカタルーニャへの公文書移設問題<sup>(24)</sup>は、そのことを如実に表している。内戦やフランコ独裁に関連する文書の存在は、スペインの歴史認識問題にとって重要な資料になるが、それと同時に現代を生きるスペイン人の歴史認識という問題

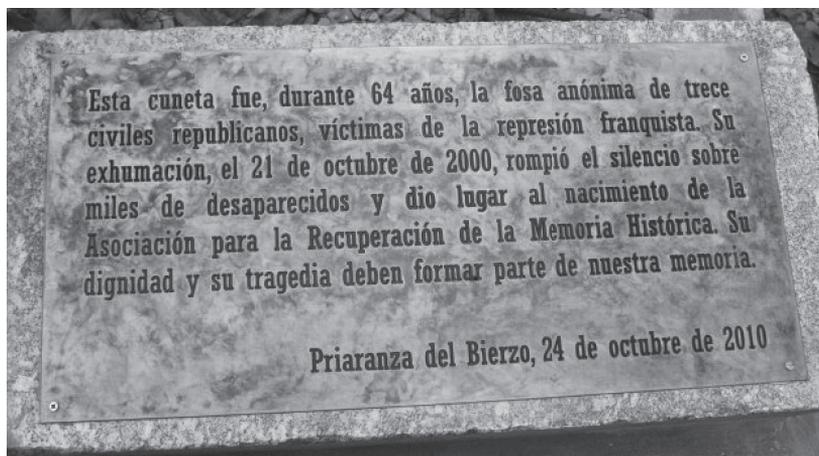
が、過度なナショナリズムやリージョナリズムといった国内対立を引き起こす可能性をも有しているのである。実際、歴史的な検証が研究者や市民レベルで頻繁に行うことが可能になったというメリットがあるのに対し、政争の論点の一つとして捉えられてしまうというデメリットも確かに存在する。しかし、これまでなかなかアクセスできなかった資料に対してアクセスが可能になったことは意義深いことであり、ネガティブな歴史的公文書へのアクセスと取り扱いへの道が開けたことも前向きにとらえることができるだろう。確かに成立過程におけるイデオロギー的対立はあれど、これまでの左派によるポピュリズムの立法とは一線を画し、スペインの国家としての本質に迫る重要な意義がこの制度には内包され、CDMHの価値が確かなものであるということこそこれまでの実績とこれからの運営実績が示していくことになるだろう。残された実質的課題は、やはり“資金”なのかもしれない。

### Ⅲ 歴史記憶回復協会

#### (1) 設立史<sup>(25)</sup>

歴史記憶回復協会（Asociación para la Recuperación de la Memoria Histórica、以下、ARMH）は、2000年10月24日、カスティージャ・イ・レオン州レオン県プリアランサ・デル・ピエルソの地に、1936年10月16日ファランヘ党の武装集団によって殺され13人の民間人の遺骨が埋葬された共同墓の発掘をすることを目的として設立された。

その際、多くの人々が、行方不明者の搜索を助けるために発掘現場に来たのだが、他にも同様の理由から発掘を希望する人がいることから、同協会が活動<sup>(27)</sup>を開始したのである。以来、内外からの協力を得て、遺体を回収することで与えられてこなかった正義の実現と民主主義の深化のために活動を続けている。ARMHの所在地は、スペイン北西部のカスティージャ・イ・レオン州レオン県ボンフェラーダ市にあり、フランコ政権の犠



(活動の出発地を示すプレート、歴史記憶回復協会 HP<sup>(26)</sup> より)

犠牲者について、遺体の集団墓地からの発掘と口頭および書面による証言を集め犠牲者自身の体を識別する活動を行っている。

ARMH の設立は、エミリオ・シルバとサンティアゴ・マシアスが、約 50 名からなるスペイン人考古学者、人類学者と法医学者のグループである同協会を 2000 年 12 月に設立したことにはじまる。ARMH は、記録し地元の人々へのインタビューを通じて悲劇の場所を特定しようとし、また、時に彼らは、それらについての匿名情報の収集も行っている。そこで、ボランティアグループのメンバーが、発見され発掘することが決められた墓に集まり、遺体を掘り出すと、DNA 鑑定やその他の法医学的方法で犠牲者の遺骨を特定しようとするのである。2006 年 9 月の時点で、ARMH は 40 回の発掘調査を実施し、520 の犠牲者の遺体を発見した。

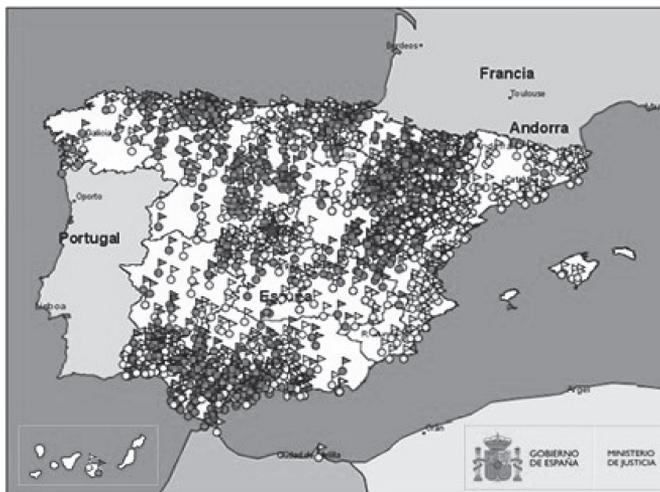
そして、2009 年 10 月の時点で、同組織が 1,700 の犠牲者の遺骨を特定するに至った。ただ、現在のスペイン政府（中道右派の国民党政権）は、専門家や歴史家がフランコ政権の犠牲者の運命に光を投げることを可能にする歴史的なアーカイブを開くことを拒否している。調査を行った 2013 年の時点で、設立者のエミリオ・シルバは ARMH の代表を辞任していたが、現

〈年次ごとの発掘実施状況と発掘された犠牲者数〉

年	発掘（回）	犠牲者（名）
2000	1	13
2001	1	4
2002	12	38
2003	30	238
2004	13	155
2005	10	72
2006	17	220
2007	13	314
2008	24	111
2009	13	80
2010	9	34
2011	6	34
2012	4	17
合計	153	1330

（歴史記憶回復協会 HP を参照し著者作成。）

「行方不明者の搜索、遺体の收容・識別を開始する人々のための方法および手続に関する案内」<sup>(29)</sup>



在もマルコ・ゴンサーレスを中心に活動を継続している。尚、同協会のスタッフは皆、フランコ独裁による犠牲者の遺族達である。

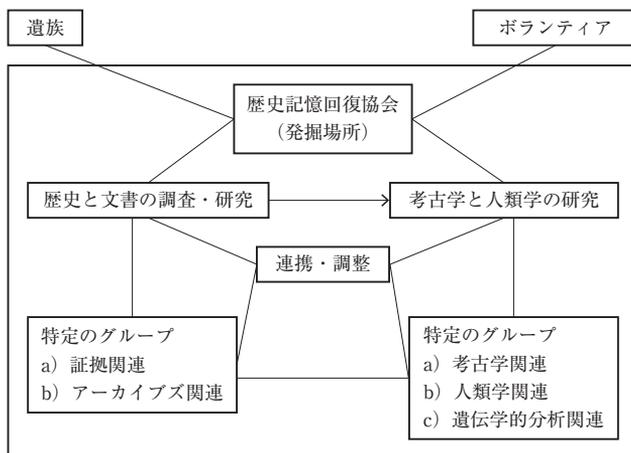
ARMHの所在地は、レオン大学ポンフェラーダ校の一角にあり、使用されなくなった同大の建物を利用している。そこで、研究所では、発掘された遺骨の分析および復元作業、周辺にあった遺留品の解析を主として行っている。また、国連や政府、軍などに残る公的記録や、生存者に対して行ったインタビュー内容を発掘された物的生存記録と照合する作業もここで行っているが、実際に研究所で活動中のスタッフ数はそれほど多くない<sup>(28)</sup>。ただし、紹介情報の開示や遺骨・遺留品の引き取りを要求するかどうかは各遺族次第である。前頁の地図からわかるのは、発掘が行なわれている地域が集中しているところが存在するということである。当然のことながらこれらの偏りが生じるのは、内戦の影響が大きい。

## (2) 組織の構成

ARMHは、そのほとんどを内戦およびフランコ独裁体制による犠牲者の遺族と同協会の活動に賛同する市民からなるボランティアで構成されている。主な活動内容は以下の通り<sup>(30)</sup>である。

- a) 歴史の記憶が保護されるよう素晴らしい市民戦争アーカイブズの創設に協力すること。
- b) 市民戦争の犠牲者に関する認識の研究およびその普及を推進すること。
- c) これらに関連する使命と、保存や公表、市民戦争総合文書館での研究に関係する活動のように更に余裕のある条件の中で、いくつかの文化活動を奨励・推進し、サポートすること。
- d) 市民戦争やフランコ派の弾圧による犠牲者の研究、発掘や照合をすること。
- e) ARMHの固有のテーマに従事しているすべての国内外の機関との協力を推進すると同様に、これらの分野の研究について推進し連携

- すること。
- f) この研究分野に関連する研究者、組織、国内外の機関との間で発見や情報の足掛かりとして働くこと。
  - g) 公的研究に携わる唯一のアーカイブズの中で、そのような本来のサポートまたはいくつかの同様の機関に対するサポートによって、すべての文書館をまとめること。このアーカイブ内にある文書の保護や保管の観点に立てば、それらの文書センター内で管理する確立されたサポートの中で、普及させることを可能にするための規範や取り決めによる正式な構造を確立することができるだろう。
  - h) ARMH は、形式を決定していく中で同様の特性や目的を持つ国内外の他の協会との協力協定に合意することが可能だろう。
  - i) フランコ派の弾圧による消失や消失の原因を検索すること。
  - j) 法律で認められた任意の手段によってフランコ独裁体制の犠牲者のための正義を求める戦いを実行すること。
  - k) 公的調査による業績は、民主主義の再構築のため独裁に対して戦ったすべての男女のように、第二共和制の期間にわが国初の民主制を



(ARMH の HP<sup>(31)</sup> を参照し著者作成。)

構築したすべての人々のためのものである。

これらの活動を通して、犠牲者とその遺族の失われた権利を回復する活動を行っているのである。当然のことながら、活動の基本は発掘調査になるため、発掘の実施に向けた行政組織（地方自治体、自治州、国家）や犠牲者遺族協会との折衝も重要な活動の一部である。以下の図は、発掘が実現した際の作業図である。

この図からわかることは、ARMHが専門性のある部分とボランティアによる部分を調整し、使い分けることによって作業の実施効率を高めているということである。もちろん発掘調査にも専門的な調査手法の導入が不可欠ではあるのだが、犠牲者数の多さと対象となるエリアが非常に広範囲でありながらも米国のような国家的な巨額の活動補助も望めないため、ボランティアに頼ることが不可欠なのである。科学的な分析が行われた後、情報はデータ化され、CDMHと連携しつつ遺族の照会や専門的研究のための資料請求に対応できるような管理を行っている。

### （3） 組織の機能

ARMHの機能は、内戦および圧政（フランコ独裁）によって殺害された遺体や戦前の記録等（つまりは記憶）の発掘である。スペインにおける内戦や独裁の犠牲者数は正確な数自体が不明であり、政府もこれまでほとんどこの問題には触れてこなかった経緯がある。もちろんこれには理由があり、この活動を公的活動として行なえば行うほど政府の責任が明らかになると同時に、スペイン国内の対立も深刻化するおそれがあったため、設立以前は左派政権のときでさえこのような活動に対しあまり熱心ではなかった。そこで、犠牲者遺族とこの活動に理解のある者がボランティアという形で始めた活動が現在広がりを見せている。現在では、科学技術の進歩によって、発掘した遺骨情報データベースの保存・管理（分類）や発掘にあたるボランティアの召集や連絡窓口となり、発掘のための許可申請や認められない場合に自治体等との交渉を行う等、活動の範囲を広げている。ま

た、発掘された人物の記憶を欲する家族とコンタクトをとることや、財政的に厳しいため ARMH のグッズを販売<sup>(32)</sup>し活動資金としている。その他、活動に対して寄付を募るための活動や活動内容の広報活動（活動報告は、ウェブサイトやフェイスブックやツイッター等のソーシャルネットワークを活用しており、支援者に対する情報発信の重要なツールとなっている）も行なっている。

ARMH の法的根拠は、法的性格を有し作用する完全な能力を有する 3 月 22 日 1/2002 組織法 (Ley Orgánica 1/2002, de 22 de mayo) およびいくつかの補助的規範であり、営利を目的としない。

#### (4) 歴史記憶回復協会の現状

2007 年までの歴史記憶法成立過程は確かに政治的な側面が強いものであったと言えるが、その是非とは関係なく ARMH にとっては活動資金の一部に政府から予算が配分されることになったのであるから、同法成立の意義は大きいものであった。なぜなら、身元不明遺体の搜索と身元識別が

〈2000年からスペインで実施した発掘調査〉

年次	発掘調査回数 (回)
2000年	1
2001年	3
2002年	11
2003年	34
2004年	24
2005年	24
2006年	21
2007年	35
2008年	43
2009年	39
2010年	35

Francisco Etxeberria Gabilondo 「EXHUMACIONES」を参照<sup>(33)</sup>し著者作成。

## 〈1年間に収容した犠牲者数〉

年次	犠牲者数(名)
2000年	13
2001年	7
2002年	41
2003年	257
2004年	218
2005年	200
2006年	236
2007年	581
2008年	263
2009年	3,221
2010年	351

Francisco Etxeberria Gabilondo 「EXHUMACIONES」を参照<sup>(34)</sup>し著者作成。

## 〈自治州ごとの犠牲者の墓数の分布〉

地方(自治州)	墓数(カ所)
アンダルシア州	11
アラゴン州	17
アストゥリアス州	10
カンタブリア州	1
カスティージャ・ラ・マンチャ州	25
カスティージャ・イ・レオン州	127
カタルーニャ州	4
エストゥレマドゥーラ州	9
ガリシア州	14
カナリア諸島州	3
ラ・リオハ州	2
マドリード州	1
ナバラ州	12
バスク州	13
バレンシア州	1

Francisco Etxeberria Gabilondo 「EXHUMACIONES」を参照<sup>(35)</sup>し著者作成。

## ARMH への予算の配分状況

年次	プロジェクトの名称	受領金額	全体予算における割合
2006年①	第一グループの発掘	60,000€	2%
2006年②	第二グループの発掘	60,000€	2%
2006年③	ブルゴス県における発掘	60,000€	2%
2007年	地方における調査・研究	60,000€	1.9%
2008年①	様々な県における発掘	60,000€	2%
2008年②	様々な県における発掘	60,000€	2%
2009年	様々な県における発掘	45,000€	1.1%
2010年	様々な県における発掘	57,900€	1%
2011年	各県にある六カ所の共同墓地の調査・発掘	60,000€	1%
	合計	522,900€	2.13%

(ARMH の HP (<http://memoriahistorica.org.es/cuentas-claras/>) を参照<sup>(36)</sup> し著者作成。)

ARMH にとって最も重要な活動であり、それには当然のことながら資金の調達が不可欠だからである。ところが、2011年の社会労働党（中道左派）から国民党（中道右派）への政権交代は、同協会にとって厳しい状況に陥ることを意味していた。なぜなら、この問題に積極的でない国民党政権は、コストカットを名目に同協会に対して予算を配分しないことが考えられたからである。更に、スペイン自体が深刻な財政危機にあることも彼らの活動をより一層困難なものにしている。若年層の失業率が50%を超える現状にあっては、仮に左派政権であったとしても ARMH に対し支援が難しい状況である。これは、当時のスペインが一過性の好景気（バブル）のため予算も潤沢にあったことがその理由の一つとして考えられる。2013年時に実施した聞き取り調査によると、今後の展望も難しいものがあり、その多くを寄付に頼らざるを得ないとのことで、メンバーは状況の悪化を訴えていた。これまでに示したいくつかの表では、ARMH の活動の実態を把握できると同時に、資金的な問題も垣間見ることができる。

## (5) 歴史記憶回復協会の活動声明 (10か条)

ARMHの活動に関して活動声明という形で以下10か条<sup>(37)</sup>の通り設定している。

- 1) 内戦期に生じそれと同じくらい内戦後にも生じた行方不明者の搜索のため、国内外の法的枠組みの遂行によって監視することによって、考古学者、人類学者、法医学者による入念な国際協定によって合意した研究・発掘・照合を公式に促進している。人権分野に対する義務も基本的な任務である。
- 2) フランコ体制期や民主主義体制期の間、内戦とフランコ独裁に関する歴史の記憶、義務教育やメディアの状況についての研究チームを創設すること。記憶に関して反省することは、忘却についての方法と原因を理解することである。
- 3) スペインの共和主義者らの役割を認識することは、われらの民主主義の最初の石を設置したことと同義であり、それは1933年の11月にわが国初の男女普通選挙が開催された際のことである。そして、全国的に正式に祝福しなければならない設立日は、われわれが世界の主要な民主国家であり続けることがけきるようにしている。
- 4) 要するに、すべてのフランコのシンボル（モニュメント、表示板と公式の記章、通りの名前など）の除去について緊急政令の承認によって規制する。民主主義の文脈におけるこれらのシンボルの除去を行ったことの効力は、必ずフランコ主義を受け継ぐ保守勢力の規律正しい能力と民主化の脆弱性のひとつの証拠となったのである。
- 5) 内戦と反フランコに関する国立博物館の創設は、移行期のイデオロギー的平等化の仕上げとして与えられた新たな公式見解の確立を推進する政治的位置づけの高いイニシアティブが、旧体制のよりどころとなる頑固で反動的な性質を伴うフランコ体制に対する反動的抵抗を施した。
- 6) デジタル化やインターネットを通じて当事者に関する規程の調整と

同様に、軍事アーカイブズの完全なる開放は、長い民主体制の間、家族を発見したいと願う人々の必要性を奪ってきたことに対する反省として、公文書に対する市民アクセス基本法を成立させたことによって実現した。

- 7) 戦争終結時、如何なる正当性も欠いた法の裁きを受け銃殺されるに至った50000人以上の共和主義者に対してフランコ派が行ったすべての予審の破棄。これらの市民や市民一般の適切な名前を復元することは、象徴的で不可避な調査そのものである。
- 8) 政治犯によって構築されたすべての公共・私設工事の標識は、生存者への賠償予想のように、強制労働によって豊かになったすべての民間企業が貢献しなければならぬだろう。展示のため「カイドスの谷」の中央身廊の設置は「誰が」「どのように」「なぜ」建造したのか、そして、12000人も政治犯がこれらの作品のために強制労働を強いられたことを忘れないようにさせることが目的である。
- 9) 真実の委員会の枠組みを持つ歴史家委員会の創設は、この（負の）遺産を継承することに関連して後の内戦や独裁の大規模な調査を引き起こすことを公式に容認するであろう。
- 10) 自由と民主主義のために闘ったすべての男女のための調査という偉大なる公共行事の実現は、結果として初期の国家体制に関与することになるだろう。

#### IV 検証——まとめにかえて——

##### (1) 内線および戦後史の再（初（?））検証

ARMHが現在行っていることは、歴史的に見れば正しいが、その活動に障害が多いのは、スペイン内戦とフランコの長期独裁を経験する中で、スペイン国内の人々がこれらに人的に組み込まれてしまったことが理由の一つとして考えられよう。また、現在も当時の人々のほとんどが存命中で

あることも大きい。ドイツは、ナチスの経験を戦後60年たってようやく検証する段階に至ったのだから、スペインが困難なのは当然ともいえよう。また、ARMHの活動は、スペインの国家として触れたくない歴史に触れることになる点も重要である。なぜなら、あり得ないことであるが、国の半分が国家による補償の対象になる可能性すら理属の上では考えられるからである。メンバー達の「家族として当然のことをしているだけ」という純粋な気持ちとは裏腹に、国家レベルでは、フランコの被害者を救済することですら大変な困難を伴うものだからである。ARMHは、スペイン国内における活動が中心だが、国際的な広報活動が充実していないためか、世界的な認知度は低いと言わざるを得ない。国内に活動の障害が多ければ、国際的な活動を行っていく必要があるだろう。南米にもフランコ独裁の犠牲者遺族は多くいるうえ、名誉回復などはむしろスペインよりも進んでいる。スペイン国籍を有しない協力者をいかに取り込んでいくかが組織としての課題であろう。

## (2) 「歴史」になる前の「事実」(文書)を残しておくことの意義

スペイン公文書法制に関する一連の研究に共通するのは、賛否は別として内戦とフランコ独裁体制に関する歴史検証を目的とした資料としての公文書をできる限り後世に残し、利用できる制度を構築しようとする点である。この点は、ナチスによる独裁を経験したドイツ等を中心に他のヨーロッパ諸国でも見られるが、スペインでは政治的な対立<sup>(38)</sup>の材料として当該制度を利用しようとする思惑も存在する。というのもフランコ独裁体制に協力した者が少なからず存在し現在もお存命中であり、大戦後の歴史検証が活発なドイツの事情とは異なるからである。そのため、内戦や独裁の被害者情報の再検証や開示請求は、スペインの現在の国家体制を揺るがしかねない問題になってしまう。そのため慎重な運用が求められており、現在の政権(中道右派)に至っては、当該制度に対しかかなり否定的な見方をしているようであるが、資料の収集・管理・利用を中心とする制度的側

面はスペインにとって重要であり、将来的には現在よりも意義を見いだすことができるだろう。

### (3) 憲法的理想と政治的現実

以上のように、憲法典は個人の行政情報へのアクセス権を保障しているわけだから、発掘が進めば進むほどアクセスの範囲も広がるのだが、一方で、発掘を望まない市民の存在も無視できず、アクセスする権利を認めることが同時に他社の権利に踏み込んでしまう場合もある。確かに憲法上の権利は、権利として存在はしているものの、憲法価値の実現に向かうためには多くの困難を伴うと同時に、ときの政治状況や財政状況も加味した長期スパンで向かい合うしかないという現実もある（この観点で考えれば国家としての予算の制約があるので実質的には何もせずに先送りをするという対応も正解の一つとなり得るだろう）。どの国の政治もある程度共通していることのひとつであるいわゆる時間切れ（犠牲者家族がいなくなること）に持ち込むことは果たして得策なのか疑問であり、道義的には不誠実である。もちろん、政治的現実に鑑みればこれも間違いではないが、スペイン人にとってネガティブな「歴史の記憶」を敢えて掘り起こすことによって過去を清算し、憲法的理想に近づくことも選択肢としてあってよいはずである。どこか無責任に逃げるような結びではあるが、いずれにせよわれわれではなくスペイン人が考えなければならない問題であろう。

※本稿は、2013年度中京大学特定研究助成（共同研究B） 研究課題：「公文書管理制度の国際比較—情報自己決定権の具体化としての公文書管理制度の形成」および2013年度科学研究費補助金交付（2012年～2016年）基盤研究（A）（研究代表者：檜山幸夫（中京大学）） 研究課題：「現代のおよび世界史的視点からみた日本の戦歿者慰霊に関する総括的研究」による研究成果の一部である。

注

(1) 本稿は、2013年2月から3月にかけてスペイン国内で実施した中京大学

社会科学研究所の研究チームによる調査に基づいた論稿である。

- (2) この本は、フィクションでありながらも本質的にスペイン精神とは何かを理解するうえで欠かせない名著として位置づけられており、全世界で聖書の次に読まれていることでも知られている。
- (3) 現代スペインの歴史認識がどのように形成されたのかに関しては、野口健格「スペインの歴史認識と公文書管理」中京大学社会科学研究所編『知と技術の継承と展開—アーカイブズの日伊比較—(中京大学社会研究所叢書34)』(2014年)、181-209頁。
- (4) 歴史記憶法の主な内容としては、①道徳的補償 (reparación moral) : 「内戦およびフランコ体制の期間中、政治、イデオロギー、あるいは宗教上の理由により迫害あるいは暴力に苦しんだ人々の権利を認識し回復する」措置の定義 (法律名、全文、第1条、第2条など)、②フランコ体制の批判 : 2002年の下院による法的効果を持たないフランコ体制非難決議、および2006年の欧州評議会議員会議の恒久的委員会による非難決議に依拠しながら、スペイン民主化後初めて法律にフランコ体制への非難が盛り込まれた。(前文)、③旧法の放棄 : 内政及びフランコ体制期間中、「迫害あるいは暴力」の法的根拠となった各種法律を廃棄 (廃棄条項 (Disposición derogatoria))、④非合法性、不正義性 : 「非合法性 ilegitimidad」が宣言された。また、フランコ体制中に同様の理由で下された判決は「不正義である (infusto)」とされた (第3条)、⑤補償請求権 : 「個人的名誉回復および (犠牲者としての) 認知」を請求する権利を規定 (第4条)、⑥財政的支援の拡大 : 財政的支援の拡大 : 1979年に制定された法律の内容が拡充され、フランコ体制時に政治犯として収容された事実に関しても補償金を請求する権利を規定 (第5条~第10条)、⑦身元不明遺体の搜索と身元識別 : 共同墓地に身元不明のまま埋葬された遺体に関し、その搜索および身元識別のため、行政機関は共同墓地のある土地を一時的に占有しうるとされた (第11条~第14条)、⑧象徴物撤去 : 1936年フランコの蜂起、内戦およびフランコ体制を象徴する公共の場にある象徴物 (紋章、旗、プレートなど) を行政が撤去するとされた (第15条)、⑨「戦没者の谷」 : 例年少数のフランコおよびファランヘ党支持者によって、両者を顕彰する式典が民主化後も実施されていたが、これが公式に禁止された。また、同施設は、全ての死者を敬い、民主化後の憲法に拠って立つ価値観、平和、および民主的記憶 (memoria democrática) について学ぶ施設に改修される (第16条)、⑩強制労働による建築物の同定 : 国がその他の行政機関と共同で、内戦およびフランコ体制期間中の強制労働による建築物のリストを作成することとな

った(第17条)、⑪国際旅団に参加した外国人へのスペイン国籍認定(第18条)、⑫犠牲者団体の認知:これまで⑦の実施主体となってきた犠牲者団体に関し、その作業を国家として認知し、国が王令等を用いて当該団体の顕彰を可能とする(第19条)、⑬歴史記憶文書センターおよび内戦関連文書館の設立(サラマンカ)(第20条、第21条)、⑭情報へのアクセス:同施設に所蔵される文書に関し、内戦およびフランコ時代に関する歴史的文書に対し、専門家のみならず一般市民のアクセスおよび同文書のコピー取得の権利を規定。以上、加藤伸吾「スペイン「歴史記憶法」の成立過程(2004～2008年)」『外務省調査月報 2008年度/No. 4』(外務省第一国際情報官室、2008年)、3-5頁、URL: [http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/pub/geppo/pdfs/08\\_4\\_1.pdf](http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/pub/geppo/pdfs/08_4_1.pdf)。また、同法の目的に関しては、野口健格「スペイン公文書法制と歴史記憶法における公文書へのアクセス」、『社会科学研究第33巻第1号(通巻第62号)』(2012年)、237頁。

- (5) 歴史記憶法の制定に際して中心となったのは、PSOEのサパテロ政権であったのだが、中道左派政権は、議会において単独での過半数を得ることができなかつたため、より左派的な主張をする政党の意見を考慮せざるを得ず、政策に関しても、時間の経過とともに政権誕生当初よりも左傾化していく傾向にあった。サパテロが首相指名に必要としていた議席数は下院350議席の過半数であり、PSOE以外にERC(カタルーニャ左翼共和党: Esquerra Republicana de Catalunya)、IU-ICV(統一左翼: Izquierda Unida (PCE: スペイン共産党 Partido Comunista de España を実質上の主体とする)とカタルーニャ緑のイニシアティブ: Iniciativa per Catalunya Verds)、CC(カナリア連合: Coalición Canaria)、BNG(ガリシア民族主義ブロック: Bloque Nacionalista Galego)、ChA(アラゴン主義者党: Chunta Aragonesista)が賛成した。このうちERCとIU-ICVに関しては両党合計で13議席あり、政権維持のために協力関係を築く必要があった。また、2003年のカタルーニャ自治州議会選挙では、PSC(カタルーニャ社会党: Partit dels Socialistes de Catalunya、PSOEとの連合政党)を中心にERC、ICVとの三党連立による自治州政権が成立しており、自治州レベルの地域政党が全国政党との関係において、相互に政策的に譲歩するような手法がスペインにおいては度々見られた。そのなかでも、カタルーニャは、特にその傾向が見られ、自治州の人口規模や財政の面で、マドリッドに次ぐスペイン第二の規模を誇る地域でありながらも、フランコ独裁時代には反体制派の共和派が多かったことから冷遇されてきたため、地域主義色が非常に強い地域である。そのため、国政の全国政党レベルで単独過

半数が達成されないときは、度々連立や政策面での協力関係を築くことによって、意思決定に影響を与えてきた。このときも、本稿で取り上げた歴史記憶法案は、ERC と IU-ICV の求める重要な政策として位置づけられていた。この背景には、1996年以降の公的議論の場における歴史認識問題への関心の一定の広がり を党勢の拡大に結び付けようとする両党の思惑があった。また、両党はフランコ独裁時代には抑圧の対象でもあった。選挙において中道左派層に支持基盤がある PSOE が、地域主義支持者の左派層を基盤とする ERC と地域主義には積極的でない左派層を支持基盤とする IU-ICV に協力することは重要であり、歴史記憶法といういわゆる歴史認識問題は、人権問題に敏感な左派有権者を引き付ける格好の素材であった。全国政党である PSOE は、当初は歴史認識問題への関心が極めて低かったにもかかわらず、同法が成立に至ったのには、このような背景があった。加藤・同上、1-28頁参照。

- (6) Antonio González Quintana, ARCHIVOS, Rafael Escudero Alday (coord.): *Diccionario de memoria histórica-conceptos contra el olvido*, LOS LIBROS DE LA CATARATA, (2011), pp. 94-100.
- (7) 野口・前掲書(4) 237-240頁。
- (8) スペイン憲法第105条 b 「行政文書および行政記録に対する市民のアクセス。但し、国の安全および防衛に影響を及ぼすもの、犯罪の捜査、並びに個人のプライバシーに関するものは、これを除く」。
- (9) スペインの公文書制度に関する一般的説明として、野口健格「Ⅷ 世界のアーカイブズ 3. スペイン」上代庸平編『アーカイブズ学 要論 (中京大学社会科学研究所叢書33)』、(2014年)、195-202頁。
- (10) スペインの憲法的問題の一つにスペイン人の帰属意識というものがあると指摘されており、国民意識と市民意識が民主主義体制の中で複雑に絡みあっていることに問題がある。そのなかで「スペイン人」というものを「憲法」上で規定したとしても、現実の社会でどれほどの実効性を担保できるのか疑問がある。このようなスペインの問題点を指摘したものとして、Benito Aláez Corral: *Nacionalidad, ciudadanía y democracia-¿A quién pertenece la Constitución?*, TRIBUNAL CONSTITUCIONAL CENTRO DE ESTUDIOS POLÍTICOS Y CONSTITUCIONALES, (2006), pp. 1-4.
- (11) Orden CUL/2961/2010, de 8 de noviembre, por la que se nombra vocales del Patronato del Centro Documental de la Memoria Histórica, URL: <http://www.mecd.gob.es/cultura-mecd/dms/mecd/cultura-mecd/areas-cultura/archivos/mc/archivos/cdmh/presentacion/patronato/>

PATRONATO\_CDMH.pdf.

- (12) 個人情報カード（共和主義者、総労連組員、無政府主義者、共産主義者、その他の左派、フリーメイソン等）によって所属や思想、そのような家族や親戚の有無、子どもの情報（特に重視していたのが成長後の足跡）、亡命の記録を一括管理していた。フランコ独裁体制が40年もの間維持できた大きな要因がこの権力による国民の監視であった。フランコ独裁体制下では、この監視体制を構築したことによって体制側にとって問題のある危険分子は即座に紹介可能であり、弾圧を加えることが容易かつ効率的に行われていた。東ドイツでも同様のことが行われていたが、独裁体制側が残した弾圧の記録は、現代の民主主義体制において旧体制下での被害について国家に賠償を求める有効な資料として活用されている。善し悪しの評価とは別に、記録を管理し後世に残していくことが歴史の検証にとっては重要である。
- (13) 野口・前掲書（4）238-239頁参照。
- (14) 同上、239頁参照。
- (15) 同上、239-240頁参照。
- (16) 同上、240頁。
- (17) 同上。
- (18) 同上。
- (19) サラマンカ周辺の地方紙『LA GACETA DE SALAMANCA』の2014年8月18日付の記事である「El Archivo multiplicará por cinco sus fondos documentales」URL: <http://www.lagacetadesalamanca.es/salamanca/2014/08/18/archivo-multiplicara-cinco-fondos-documentales/125159.html> を参照した。
- (20) このことは、2015年8月4日付のカスティージャ・イ・レオン公文書協会（Asociación de Archiveros de Castilla y León）のホームページ「Los presupuestos contemplan dinero para el depósito del Centro Documental de la Memoria Histórica」、URL: <http://www.acal.es/index.php/actualidad/item/1872-los-presupuestos-contemplan-dinero-para-el-deposito-del-centro-documental-de-la-memoria-historica> を参照した。
- (21) Ídem.
- (22) 全国紙である『EL MUNDO』2014年6月17日付「El Archivo de Salamanca quintuplica su presupuesto para 'entrar' en la Transición」、URL: <http://www.elmundo.es/cultura/2014/06/17/53a0118b268e3e765a8b457a.html> を参照した。
- (23) José María Sauca Cano, DERECHO A LA MEMORIA, *ibídem* (6), p. 21.

(24) そもそもなぜサラマンカに歴史記憶文書センターと内戦文書館が設立され、公文書があの地に存在するのかという点、内戦時にサラマンカにはフランコ軍の拠点があり、カタルーニャから30万点以上もの書類と1千枚以上の写真が1940年に反乱軍によって持ち去られたという経緯があった。そして、カタルーニャ自治州政府は20年以上にわたってこれらの返還を求める運動をしてきた。ちなみに、これらの資料は、サラマンカの軍事図書館に、1936～1939年のスペイン内戦後から保管されていた。保管されていたのは、個人の手紙、書類、カタルーニャの労働組合、政党、政府当局などによって編集された反フランコの宣伝の記録などが含まれている。もちろん、内戦による資料やフランコによる弾圧の記憶は、カタルーニャのものだけではない。このような状況を踏まえて、歴史記憶法の成立過程である2005年後半に、歴史認識問題に関して最もマスコミに取り上げられ国民的な注目を集めたのが、サラマンカ市の公文書館（歴史記憶法成立以前なので、内戦やフランコ独裁体制に関連する公文書は、国家による管理下にはなかった）に所蔵されており、内戦時フランコ側によって、カタルーニャ自治州政府から強制的に接收された文書群をカタルーニャ州政府へ移送・移管する問題である。同年9月15日、その5か月前に閣議決定され下院に送られていた、文書の移送・移管を定める法案が下院で可決された。反対票を投じたのは中道右派のPP（国民党：Partido Popular）だけで、その他全政党が賛成した。CiU（集中と連帯：Convergencia i Unió、カタルーニャの地域政党）やEA（バスク連帯：Eusko Alkartasuna、バスクの分離独立派による地域政党、尚、現在はその他いくつかのバスク地域政党と合併し Amaiur（アマユール）という政党になっている）は、賛成の意を示しながらも同様の要求がバスク、アストゥリアス、アラゴン、バレンシアにも存在するとしつつ、今回の法案では、対象がカタルーニャ自治州政府のみとなる点を強調した。同年11月3日、上院も通過し、法律として成立した。2006年1月19日早朝、サラマンカ市警察による「妨害」やサラマンカ保守系市民の抗議活動なども報道される中、サラマンカ公文書館の一部内戦関連文書のカタルーニャ州政府への移管作業が開始され、サラマンカ市当局が即日、憲法裁判所および全国管区裁判所にマドリッドからカタルーニャへの移管差止めを求める訴えを起こしたが、31日マドリッドからカタルーニャへ移された。当初より、移管にはサラマンカ市内外で保守層市民からの批判が多く、移管の模様をスペイン国営放送が生放送で中継する等国民的議論の対象となった。サラマンカ市長のランサローテ（PP）は、政治的問題を秘密裏に処理しようとする政府のやり方を批判し、他方、カル

- ボ文化大臣は憲法の求める忠誠と協力を示していないと市長を批判した。騒動の沈静化後も、歴史認識問題をめぐる国、自治州、市の三つのレベル間での関係、およびカタルーニャ以外の自治州でも接収された文書の返還を求める声が存在することなど、論点としては継続している。以上、カタルーニャへの文書移管問題に関しては、加藤・前掲注(4)、13-14頁参照。
- (25) 同協会に関する詳細は、ホームページ上の設立および現在の活動について多くが明記されている。文献情報に乏しい理由は、すべての情報が公開を原則としつつ資金面でもその多くを出版事業ではなく発掘・調査・研究に振り向けているためであると考えられる。設立史に関しては、「¿QUÉ ES LA ASOCIACIÓN PARA LA RECUPERACIÓN DE LA MEMORIA HISTÓRICA (ARMH)?」、URL: <http://memoriahistorica.org.es/que-es-la-asociacion-para-la-recuperacion-de-la-memoria-historica-armh-2000-2012/> を参照した。
- (26) *Ídem.*
- (27) 歴史記憶回復協会の活動に関しては、Emilio Silva Barrera, MOVIMIENTO MEMORIALISTA, *ibidem* (6), pp. 69-75.
- (28) 2013年当時に中京大学社会科学研究所調査チーム(檜山幸夫(中京大学法学部教授)、M.G. シェフタル(静岡大学情報学部教授)、東山京子(中京大学社会科学研究所特任研究員)、著者(当時は慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程))が訪れ聞き取り調査を行なった際、対応した同研究所のスタッフは4名であった。
- (29) Orden PRE/2568/2011, de 26 de septiembre, por la que se publica el Acuerdo del Consejo de Ministros de 23 de septiembre de 2011, por el que se ordena la publicación en el Boletín Oficial del Estado del Protocolo de actuación en exhumaciones de víctimas de la guerra civil y la dictadura. 政府 HP (URL: <http://www.memoriahistorica.gob.es/es-es/mapafosas/paginas/index.aspx>) から引用。
- (30) Cfr. *ibidem* (25).
- (31) *Ídem.* および Francisco Etxeberria Gabilondo, EXHUMACIONES-LAS POLÍTICAS DE LA MEMORIA, *Ibidem* (6), p. 82.
- (32) インターネットのホームページ上には、ショップが開設され(<http://memoriahistorica.org.es/products-page/>)、販売で得た利益は同協会の活動資金の一部となるとのことである。
- (33) Cfr. Francisco Etxeberria Gabilondo, *op. cit* (31), p. 83.
- (34) *Ídem.*

(35) *Ídem.*

(36) *Ídem.*

(37) Cfr. *ibidem* (25).

(38) スペイン国内における対立の根源は、複数国家的 (plurinacional) (=連邦 (federal)?) であることと多党的 (plurirregional) であることであるという指摘がなされており、それらから派生した多文化性 (multiculturalidad) も要因の一つである。このようなスペインにおける本質的な対立の構造について言及したものとして、Jaime Pastor: *Los nacionalismos, el Estado español y la izquierda*, La Oveja Roja-colección de Viento Sur, (2012), pp. 169-173.